

## 公益財団法人尾州ファッションデザインセンター 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 報酬等は、常勤の理事のみに支給することとし、非常勤の理事、監事及び評議員に対しては、支給しない。

- 2 常勤の理事に対して支給する報酬等は、報酬及び退職手当とする。
- 3 退職手当は、常勤の理事として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により当該常勤の理事を退任した者に限り、支給する。
- 4 評議員、理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支給することができるものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 報酬の額は、別表第1に定める額とする。

- 2 退職手当の額は、別表第2に定める算式により算出される額とする。
- 3 前条第4項の費用の額は、職務を行うために要する交通費の額とする。

(報酬等の額の支給方法)

第4条 報酬は毎月21日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）に支給する。

- 2 退職手当は、任期の満了、辞任又は死亡により常勤の理事を退任した後2か月以内に支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人（死亡より退任した者の退職手当にあつては、その遺族。以下同じ。）に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(日割計算)

(平成28年4月21日追加変更)

第5条 報酬の計算期間（以下「報酬期間」という。）は月の1日から末日までとする。

- 2 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 3 常勤理事が退任し、又は解任された場合には、その日まで報酬を支給する。

- 4 常勤理事が死亡により退任した場合には、その月まで報酬を支給する。
- 5 1又は2の定めにより報酬を支給する場合であって、報酬期間の初日から支給するとき以外のとき、又は報酬期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その報酬期間の現日数から土曜日、日曜日を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 6 報酬の端数処理について、5により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて支給する。
- 7 報酬規程の支払方法について、この規程に定めのない事項は「一宮市職員の給与に関する条例」を準用する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月21日開催評議員会の決議により施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

#### 別表第1 (第3条関係)

役職名	報酬の額
専務理事	月額 360,000 円

#### 別表第2 (第3条関係)

280,000 円×在職年数